

平成26年11月22日の長野県北部の地震に伴う 長野県土砂災害警戒情報基準の暫定基準の廃止について

平成26年11月22日に発生した長野県北部の地震により、震度5強以上を観測した市町村では、地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高いとの判断から、長野県と長野地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

記

1. 暫定基準廃止日時

平成28年3月17日（木） 13時

2. 暫定基準を廃止して通常基準に戻す地域

長野市（鬼無里戸隠）、長野市（長野）、信濃町、小川村、白馬村、小谷村

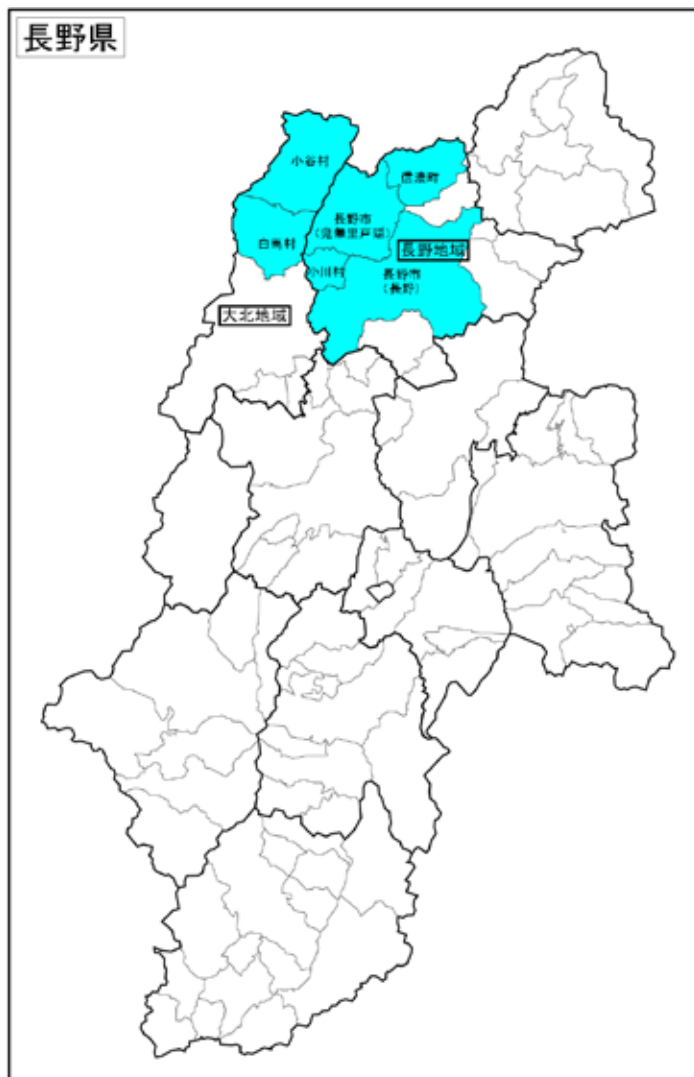
これにより、長野県内の市町村は全て通常基準となります。（別紙参照）

本件に関する問い合わせ先

長野県建設部砂防課 （電話 026-235-7316）

長野地方気象台 （電話 026-232-3773）

土砂災害警戒情報の暫定基準の対象地域



■ 暫定基準を廃止し通常基準に戻す地域